

ハウス食品グループ本社株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：ハウス食品グループ本社株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第二部会第3分科会
- (3) 資 本 金：99億4,832万円
従業員数：6,273名（連結）
(2018年3月31日現在)

- (4) 営業品目

- ①香辛・調味加工食品事業：バーモントカレー等のルーカレー，ルーシチューや各種レトルトカレー，スパイス製品（ギャバン，朝岡スパイス製品等），その他スナック，デザート等の加工食品（とんがりコーン，フルーチェ，マロニー等）の製造販売
 - ②健康食品事業：ウコンの力，C1000等の健康食品・機能性飲料等の製造販売
 - ③海外食品事業：米国事業（豆腐などの大豆関連製品の製造販売等），中国事業（カレーの製造販売等），ベトナム事業（加工食品の製造販売等），タイ事業（飲料の製造販売等），インドネシア事業（スパイスの輸出販売等），台湾事業（香辛調味食品の輸入販売等）など
 - ④外食事業：株式会社壺番屋等による国内外におけるレストラン経営
 - ⑤その他食品関連事業：運送および倉庫業，惣菜などの製造販売，食品の分析事業，食材の輸入販売など
- (5) グループ理念
『食を通じて人とつながり，笑顔ある暮らしを共に作るグッドパートナーをめざします』

2013年の創業100周年を機に，持株会社体制への移行時に制定。社会における一企業市民として，「3つの責任」（お客様に対して，社員とその家族に対して，社会に対して）を果たしていくこと定めています。

- (6) CIマーク



2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称

- ・特許部門：研究開発本部 知的財産部
(千葉研究センター内)
- ・商標部門：法務部 商標課（東京本社）

- (2) 構成及び人員

- ・研究開発本部知的財産部：部長を含め8名
- ・法務部商標課：部次長を含め5名

- (3) 沿革

2013年10月の持株会社体制に伴い，法務部門と知財部門を統合し，ハウス食品グループ全体の法務・特許・商標を統括する「法務・知的財産部」を設立しました。

その後，グループ会社が増え，海外事業展開も拡大し，特許部門，商標部門の更なる機能強化を図るために，2017年4月に，それぞれを独立した組織にしました。

3. わが社の知的財産活動

現場に密着し，少数精鋭で事業・研究開発に貢献する知財部隊として活動しています。

2002年に知財立国宣言があり，各社が三位一体の知財戦略に基づく知財活動をさらに強化す

る中、当社も、研究開発部門等を巻き込み、また外部の専門家の方々の知恵も頂戴しながら、当社に見合った知財体制・知財戦略を模索しました。

現在も、国内外の事業拡大に伴い広がった知財の守備範囲を少ない人員でカバーするため、一人ひとりが精鋭となり、知恵を絞り、試行錯誤しながら知財活動に取り組んでいます。

(1) 出願業務について

事業・研究開発部門のトップスに、事業計画や研究開発計画をヒアリングし、取り組むべき知財重点テーマを決めています。事業・研究開発の初期段階から知財部門もかわり、知財重点テーマの内容、実行計画を現場と共有し、都度、レビューしながら、現場に席を置き、当該テーマの達成に向けた調査・分析・出願等の知財活動を進めています。

(2) 知的財産の評価について

限られた資源の中で財産管理をする上で、投資し獲得した知的財産の価値評価を適時行い、不要なものは処分し、有益な財産をあらたに獲得していく活動を進めています（スクラップ&ビルド）。かかる価値評価を行う上で、当初の出願目的を明確にしておくことが重要です。その目的、価値ランク等を具体的に記録しておくことにより、評価作業の簡易化を図るようにしています。

(3) 第三者の知財調査について

ハウス食品グループの行動指針に「第三者の知的財産を含む様々な権利や財産を不当に利用・侵害せず、これを最大限尊重します」と定めています。製品企画から研究開発の各プロセスで第三者の特許、商標等の事前調査を徹底しています。問題がある場合には、その対策（権利化阻止対策や新たなネーミング案の提案等）を現場と一緒に取り組んでいます。

(4) 契約・ライセンス業務について

会社再編、事業提携、オープンイノベーション等々で、パートナー等と締結する契約におい

て、知財条項は交渉ポイントの一つになります。事業・研究開発部門はもちろん、法務部（法務課）とも連携を密にし、契約交渉、契約書の作成等に取り組んでいます。

(5) 海外模倣品対策について

カレー（日式）という新しい食文化を中国等の海外で受け入れてもらう十数年の活動の中で、その認知が高まり、近時、模倣品が数多く発見されるようになりました。現地の法律事務所や現地子会社との連携を強化し、行政摘発、訴訟等の対策を講じています。第一義的な対策として商標出願等を行っているものの、悪意のある意匠出願や商標出願等で、その対策コストや時間、知財担当者の負担も増大しています。

かかる負担軽減策の検討、その他現地法律事務所の力もかりた行政当局との関係強化等、様々な模倣品対策を進めています。

4. 理想の知的財産部門を目指して

知財部門は、経営、各種事業や研究開発活動の一端を担っています。かかる活動の場面で、経営や事業・研究開発部門のトップスが、当たり前のように「知財（特許・商標等）は？」という一言が発せられることが理想です。

そのためには、「実績作り」と「トップスへの発信」の繰り返しが必要と考えています。少し長期の構想になりますが、現場で共に知財対策に取り組んだ事業・研究開発のメンバーが、いずれマネージャー・トップスとなり「知財は（特許・商標等）？」と発していく。この繰り返しで、グループ全体の知財意識がさらに高まっていくと思います。

トップスや事業・研究開発部門から気軽に声がかかり、頼りにされる知財部門となり、グループ理念の実現に貢献できていることを実感し、事業・研究開発部隊と共に喜び合える知財部隊になっていきたいと思っています。

（原稿受領日 2018年8月10日）